

熊谷市公共施設予約システム利用者登録要領

(趣旨)

第1条 熊谷市公共施設予約システム(以下「システム」という。)は、熊谷市のくらしの施設、スポーツ施設・公園及び文化施設の空き状況の確認や利用申請ができるシステムです。システムの利用者はこの要領に従ってご利用いただく必要があります。

(利用者登録)

第2条 本要領を承知のうえ、利用者登録申請の手続きをされ、熊谷市が適当と認めた方を登録者とします。2 登録者は指定の様式(熊谷市公共施設予約システム利用者登録(変更)申請書)に必要事項を記入し、熊谷市へ届け出ることとします。

(個人情報保護)

第3条 熊谷市では、システムによるサービス提供のため、登録者の個人情報を収集します。収集した個人情報は、熊谷市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

(利用者登録の条件)

第4条 利用者登録の条件については当該施設の規定に従うこととします。

(利用者番号)

第5条 システムでは全登録者に対し、異なる利用者番号を設定します。2 登録者は、利用者番号を第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(パスワード)

第6条 熊谷市は、登録者が指定する4桁の番号をシステムへのログインパスワード(以下、「パスワード」という。)としてシステムに登録します。2 登録者は、パスワードを第三者に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(施設の利用申込み等)

第7条 システムでは、登録者はインターネット(携帯電話を含む)で利用者番号、パスワードを入力することにより次のサービスを受けることができます。

- (1) 空き状況の確認
- (2) 空き施設の利用申請 ※

※ 一部サービスを受け付けない施設もあります。

2 前項サービスは年末年始(12月29日から1月3日)を除く毎日7時から23時の間に受け付けます。ただし、システムメンテナンスや施設の状況によりサービスを停止する場合があります。

3 当システムは、登録者の接続環境によっては、正常に表示されないことがあります。

(利用者登録内容の変更及び取消し)

第8条 登録者は利用者登録内容に変更があった場合、または利用者登録を取消す場合には、速やかに指

定の様式(第2条2項と同様)に必要事項を記入し熊谷市へ届け出ることとします。

(利用者登録の抹消)

第9条 登録者が次のいずれかに該当した場合には、登録を抹消することがあります。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 本要領に違反した場合
- (3) 施設使用料等の支払いを怠った場合
- (4) 利用者登録の有効期限が過ぎてから長期年月が経過した場合
- (5) 当該施設の規定に違反した場合
- (6) その他、熊谷市が登録者として不適格と認める事由が判明した場合

(登録者の字体)

第10条 申し込みされた登録申請書の記入字体が、システムにおいて取扱いが困難である場合は、類似する標準字体(JIS第一、第二水準)で登録するものとします。

2 前項により標準字体で登録した場合には、システムで表示する字体、並びに郵便物等の字体は標準字体となります。

(登録者情報の表示・印刷について)

第11条 登録者の情報が、システムの文字数の制限以上となった場合、画面表示または各種帳票に印字されないことがあります。

(要領の変更、承認)

第12条 この要領の変更については、熊谷市が登録者に対し変更内容をシステムや熊谷市公式ホームページ等で周知した後に、当該登録者が第7条の規定によるサービスを受けるため利用者登録番号等を入力したときは、当該変更内容又は新要領を承認したものとみなします。